リサイクル品収集・運搬業務契約約款 (イエロー券用)

第3版 2023年10月

第1条(総則)

- 1. 本約款は、一般財団法人家電製品協会(以下、「協会」といいます。)が認定する、管理統括業者たる SG ムービング株式会社(以下、「SG ムービング」といいます。)の提供する Web 受注・発注システム 「SG-ARK」(以下、「当システム」といいます。)を通じて、小売業者(以下、「契約小売業者」といいます。)が、特定家庭用機器廃棄物(以下、「リサイクル品」といいます。)の排出者からの引取義務及 び製造者への引渡義務を適法かつ適切に履行するため、SG ムービング及び協会の「料金管理統括業者 回収方式 運営規約」に定める系列収運業者として当システムを使用する収集運搬業者(以下、「系列 収運業者」といいます。)に対し、リサイクル品の収集運搬にかかる業務(以下、「本業務」といいます。)を委託するにあたっての基本事項を定めることを目的とします。
- 2. SG ムービング及び系列収運業者は、家電リサイクル法その他の関連法規及び本約款に基づき、適正に本業務を行います。

第2条(役割)

- 1. 本業務における系列収運業者の役割は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 排出者との間で作業日時その他について、詳細な打合せを実施すること
 - (2) 排出者から契約小売業者の指定するリサイクル品を収集すること
 - (3) 排出者から契約小売業者が定める収集運搬料金(以下、「小売収運料金」といいます。)及び家電 リサイクル法第 19 条に規定する料金(以下、「リサイクル料金」といいます。)を受領し、遅滞 なく SG ムービングの指定する口座に入金すること
 - (4) 契約小売業者の指示に基づき、特定家庭用機器廃棄物管理票(以下、「リサイクル券」といいます。) に必要事項を記載し、排出者に対してリサイクル券の「④排出者控」を交付すること
 - (5) 収集時に、リサイクル品にリサイクル券の「⑤現品貼付用」を貼付すること
 - (6) 収集したリサイクル品を、契約小売業者の指定する期間内に加入製造業者等が定めた指定引取場所まで責任をもって運搬し、リサイクル券の「③指定取引所控」と共に引き渡すこと
 - (7) リサイクル品の引渡時に指定引取場所が受領捺印したリサイクル券の「②小売業者回付」を、SG ムービングに引渡すこと
 - (8) 前各号の業務を円滑に実施するため、適宜報告を行うこと
- 2. SG ムービングは、本業務において、料金管理統括業者として系列収運業者を管理・監督する義務を負い、その役割は次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 系列収運業者が前項の業務を適切に遂行していることを確認すること
 - (2) 系列収運業者から入金されたリサイクル料金を、協会の指定する口座に入金すること
 - (3) 系列収運業者から入金された小売収運料金を、契約小売業者の指定する口座に入金すること
 - (4) 系列収運業者から引渡された「②小売業者回付」を、契約小売業者へ回付すること
 - (5) その他、系列収運業者をして、家電リサイクル法その他の関連法規及び本約款を遵守させること

3. SG ムービングは、自らが廃掃法及び家電リサイクル法に基づく適切な許認可を有する範囲において、 第1項に定める系列収運業者の役割と同等の役割を担うことができるものとします。この場合、SG ム ービングは本約款に定める系列収運業者の義務を遵守するものとします。

第3条(個別契約)

本業務に関する個別契約は、利用規約の定めに基づき、当システムにおいて、個々の案件ごとに契約 小売業者が本業務の申込みを行い、SG ムービング及び系列収運業者がこれを承諾したときに成立す るものとします。

第4条(報告業務の詳細)

- 1. 系列収運業者は、本業務の進捗について、次のとおり報告を行うものとします。
 - (1) 排出者からリサイクル品の収集を実施した月日を、その翌日までに当システムに入力すること
 - (2) リサイクル品を指定引取場所へ持ち込んだ月日を、その翌日までに当システムに入力すること
 - (3) 本業務の完了に滞りが生じた場合には、その理由に関わらず、直ちに SG ムービングに報告する こと
- 2. 系列収運業者は、本業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当することを発生した場合、当システムを通じて、速やかに契約小売業者に通知します。
 - (1) 個別契約における指示内容が明確でないこと又は個別契約に矛盾、誤謬又は脱漏がある場合
 - (2) 現場の状態、制約等について、個別契約等に示された条件と相違がある場合
 - (3) 現場において、第三者より個別契約と違う内容の要望が発生した場合
 - (4) その他、本業務の支障となる予期することのできない事態が発生した場合

第5条(入金業務の詳細)

- 1. 系列収運業者は、排出者から受領した小売収運料金及びリサイクル料金を、受領日から3営業日以内に、SGムービングへ入金します。なお、振込に係る費用は系列収運業者の負担とします。
- 2. SG ムービングは、系列収運業者から入金された小売収運料金を、毎月末日で締め、翌月末日までに契約小売業者の指定する銀行口座に入金します。なお、振込に係る費用は SG ムービングの負担とします。
- 3. SG ムービングは、系列収運業者から入金されたリサイクル料金を、協会が定める「料金管理統括業者 回収方式 運営規約」に従い、協会に対し入金します。
- 4. SG ムービングは、系列収運業者が排出者より受領し、SG ムービングに入金した小売収運料金及びリサイクル料金が、本来入金されるべき金額に照らし不足している場合(以下、小売収運料金及びリサイクル料金の不足金額を総称して「不足金額」といいます。)、該当する排出者、収集日、不足金額等の情報を、系列収運業者に対し遅滞なく通知し、不足金額を排出者から回収することを求めるものとします。なお、SG ムービングは、系列収運業者による排出者からの不足金額の回収の成否にかかわらず、系列収運業者に当該不足金額の入金を求めることができるものとします。
- 5. SG ムービングは、系列収運業者が排出者より受領し、SG ムービングに入金した小売収運料金及びリサイクル料金が、本来入金されるべき金額に照らし超過している場合(以下、「超過金額」といいま

- す。)、該当する排出者、収集日、超過金額等の情報を、系列収運業者に対し遅滞なく通知するものとします。超過金額は SG ムービングにて排出者へ返金するものとし、超過金額を排出者に返金するために要した費用実額(送金手数料、定額小為替手数料、現金書留の送達にかかる費用等を含むが、これらに限らず返金のための合理的な手段によりかかる費用の実額とし、以下「返金費用」といいます。)については、SG ムービングより系列収運業者へ請求を行うものとします。
- 6. 系列収運業者は、SG ムービングが前二項記載の不足金額及び返金費用を、系列収運業者に支払う収集 運搬料金から差し引いて支払うことを了承します。なお、系列収運業者に支払う収集運搬料金が無い 場合又は不足金額及び返金費用を下回っている場合は、SG ムービングは、別途、系列収運業者に対し 不足金額及び返金費用を請求するものとし、系列収運業者はその支払いに速やかに応じるものとしま す。

第 6 条 (料金)

- 1. 本業務の対価として、契約小売業者が支払う収集運搬料金は、当システムを通じて別途提示される料金表のとおりとします。
- 2. SG ムービングは、前項の収集運搬料金を毎月末日で締め、翌月第5営業日までに契約小売業者に対し 請求します。契約小売業者は、SG ムービングからの請求に基づき、請求書を受領した日の属する月の 末日までに、収集運搬料金を支払うものとします。なお、振込に係る費用は契約小売業者の負担とし ます。
- 3. SG ムービングは、別途、系列収運業者との間で締結する契約の定めに従い、前項の契約小売業者への 請求を行った日の属する月の末日までに、収集運搬料金を系列収運業者に対し支払います。

第7条(再委託・下請けの禁止)

系列収運業者は、本業務を第三者に再委託できないものとします。

第8条(排出者等に対する責任)

- 1. SG ムービング及び系列収運業者は、排出者からリサイクル品を収集し、指定引取場所へ引渡すまでの間、当該リサイクル品に対する全責任を負うものとし、契約小売業者及び第三者に迷惑や損害を及ぼしません。
- 2. SG ムービング及び系列収運業者は、排出者より収集したリサイクル品を、家電リサイクル法その他の 関連法規を遵守して取り扱うものとし、リサイクル処理以外の目的で使用しません。

第 9 条 (従業員の管理・監督責任)

SG ムービング及び系列収運業者は、本業務を履行するにあたり、関連法規を遵守するため、自らの従業員を管理・監督する責を負うものとし、関連法規に関する定期的な教育を実施します。

第 10 条 (機密保持等)

1. SG ムービング及び系列収運業者は、本業務の履行にあたり、業務上知り得た機密及び排出者の機密を本人の承諾を得ずに第三者に開示しません。

2. SG ムービング及び系列収運業者は、本業務の履行にあたり、契約小売業者より開示又は提供された個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別できるものを言い、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものも含みます。)を厳重に保管し、本約款の期間中のみならず、その解除又は終了後といえども、契約小売業者の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して漏洩、供与、販売もしくは開示せず、又は本業務の履行以外の目的のために使用しません。

第 11 条 (契約不適合)

本業務において、個別契約のとおりに実施されていない部分があると認められる場合、関連する当事者間において確認の上で協議を行い、合理的な責任の割合に応じて各当事者が費用を負担し、速やかにこれを是正します。

第 12 条 (事故処理)

- 1. 系列収運業者は、本業務に関して事故が発生したときは、その原因を問わず、速やかに SG ムービングに報告します。SG ムービングは、系列収運業者からの報告の有無に関わらず、事故の発生を知得したときは、契約小売業者に対し報告するものとします。
- 2. 各当事者は、自らの責に帰すべき事由で他の当事者に対し損害を与えたときは、当該損害を賠償する 義務を負います。

第 13 条 (協議)

本約款及び個別契約に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義が生じたときは、関連当事者間にて別途協議の上、決定するものとします。

第 14 条 (合意管轄)

本業務にかかる当事者間の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条 (準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

以上

付則(第3版)

2023年9月1日改定(2023年10月1日施行)